

## 火災予防上の命令を受けている防火対象物の状況

法：消防法（昭和23年法律第186号） 令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

防火対象物の名称	所在地	命令を受けた者	命令発動日	命令事項	命令発動者
第2西原クリニック	伊丹市野間8丁目5番10号	医療法人社団弘道会 理事長 西原 弘道	令和8年1月29日	令和8年6月29日までに防火対象物全体に スプリンクラー設備を法令基準に適合するよう 設置すること。 (法第17条第1項、令第12条第1項第1 号)	東消防署長